

【2000年3月3日】医療法等の一部改正について（答申）

社会保障制度審議会（総会第536回）

平成12年3月3日

厚生大臣 丹羽 雄哉殿

社会保障制度審議会  
会長 宮澤 健一

医療法等の一部改正について(答申)

平成12年2月24日厚生省発健政第21号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の改正は、病床の種別、看護婦等の配置基準、医療機関の広告規制、医師等の臨床研修などに改正を加えようとするもので、その方向性についてはおおむね了承できる。

しかしながら、良質な医療の効率的な確保には、不十分な点が少なくなく、なお多くの課題があり、特に以下に指摘する点について十分検討し早急な対応を求めたい。

- 1 病床の種別については、急性期病床と慢性期病床に区分することが考えられる。今回の改正では一般病床と療養病床に区分されることになるが、その具体的な目的や効果が明確になっているとはいえない。今後、一般病床と療養病床の区分の趣旨、目的について、国民や医療関係者に十分に説明し、広報するなどの措置を採るべきである。
- 2 看護婦等の配置基準については、一般病床で3対1に上げられるが、医療の高度化・専門化への対応、看護婦等の業務の現状、とりわけ看護サービスの改善等から、今回の措置にとどまることなく、今後更なる改善を図るべきである。
- 3 今回の改正によって、診療録等に係る情報開示が行われるなど医療における情報の提供が従来より改善するが、必ずしも十分ではない。医療提供側と比べて情報の面で不利な患者の立場を考慮して、今後更にできる限り多くの情報が提供され、患者が適切に医療機関を選択することができるようにする必要がある。他方、医療機関側から提供される情報の信頼性の判定を専門家ではない患者にのみゆだねるのは適当でなく、今後、医療機関の機能等を第三者が評価する仕組みを飛躍的に充実させるべきである。
- 4 医師及び歯科医師は、患者に適切な説明を行い、患者の理解を得て、全人的に診療に当たることが医療の基本である。

医師及び歯科医師の臨床研修については、研修内容が、研修の義務化に劣らず重要で

あることはいうまでもない。知識、技能の十分な修得はもちろんのこと、研修のあらゆる機会を通じて医師・歯科医師としての倫理観の涵養に努めるのが重要であることを強調しておきたい。

なお、研修医及び研修病院への経済的な配慮も忘れてはなるまい。

- 5 今後の医療行政の中心的課題の一つは、今回の改正で位置づけられた一般病床の適正な地域配置と適正病床数の確保であり、その速やかな実施に向け、地域によっては病床数の削減も視野に入れて、検討を急がなければならないことを強く指摘しておきたい。

療養病床については、医療保険又は介護保険の選択が開設者に任されているという問題、他の介護施設との相互関係・役割分担が不明確であるという問題があり、早急に整理する必要がある。